

原則14日以内

## 引っ越しの際は 住民登録の届出を忘れずに!

### お持ちいただくもの

- 本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険の資格確認書等)
- マイナンバーカード(お持ちの方全員分)
- 他の区市町村から世田谷区へ引っ越しした方で、前の住所地で転出証明書を交付されている場合は、その転出証明書
- 外国人の方は、引っ越しした方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書等
- 国外から転入した場合は、全員分のパスポート、入国日が確認できる航空券の半券等(パスポートで確認できない場合)

### 届出窓口

総合支所くみん窓口、出張所  
 ※まちづくりセンターでの届出はできません。  
 ※その他、届出内容によって追加が必要となる書類があります。  
 ※土曜は、他の区市町村への確認が必要となる手続き(国外からの転入や、戸籍の届出を伴う手続き等)はできません。  
 ※3月中旬~4月上旬は、窓口が大変混雑します。混み合う曜日と時間を避け、時間に余裕をもってお越しください。[区HPQ 48](#) から窓口の待ち時間(予想)をご覧ください。

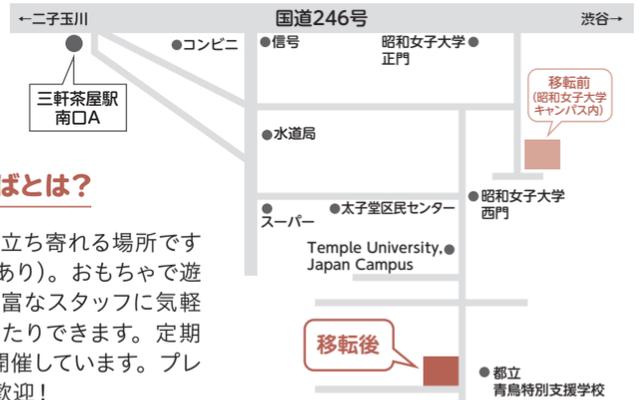
● 転出届(世田谷区から他の区市町村への引っ越し)は郵送、マイナポータルでも届出ができます。FAXによる届出はできません。

※マイナポータルによる転出届には、有効な電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、マイナポータルに対応しているパソコンまたはスマートフォンが必要です。

問 住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 5432-3077 82

## 子育てステーション世田谷 「おでかけひろばSHIP」が移転します

	現在(2月24日まで)	移転後(3月1日から)
所在地	太子堂1-4-22 昭和インターナショナルハウス1階	下馬2-37-15 昭和女子大学S-b棟1階
開室時間	午前9時~午後5時(12月29日~1月3日を除く)	



### おでかけひろばとは?

親子で気軽に立ち寄れる場所です(区内に51か所あり)。おもちゃで遊んだり、経験豊富なスタッフに気軽に育児相談をしたりできます。定期的にイベントも開催しています。プレママ・プレパパ歓迎!

問 子ども家庭課 ☎5432-2569 5432-3081  
 1221



## 第10回 世田谷キラリ輝く個店グランプリを開催しました

区民の皆さんから推薦されたお店の中から、キラリ輝く魅力があり、地域を元気にしてくれているお店を、専門家の審査員が実際に訪れて審査を行い、表彰しました。各賞に輝いたお店を紹介します。

受賞店等詳しくは、世田谷区商店街連合会のホームページへ

**飲食部門**  
**グランプリ**  
**鮎ラーメン**  
 二子玉川本店(ラーメン)  
 玉川3-15-12-102  
 ☎090-3138-8109  
**物販・サービス部門**  
**包丁と砥石 ひとひら(包丁)**  
 三軒茶屋2-16-16  
 ☎6413-6904

**飲食部門**  
**準グランプリ**  
**グリル&ダイニング 用賀倶楽部(洋食)**  
 玉川台2-17-16  
 ☎3708-8301  
**物販・サービス部門**  
**魚孝(鮮魚)**  
 太子堂5-1-16  
 ☎3411-1837

**飲食部門**  
**特別賞**  
**蕎麦酒膳 くら嶋(日本そば)** 太子堂5-1-10 ☎5486-3213  
**marbles.(カフェ)**  
 南鳥山5-25-11 marbles.cafe.tokyo@gmail.com  
**和食屋 福さる(和食)** 深沢1-13-6 ☎3705-7045  
**物販・サービス部門**  
**niente(自転車・雑貨店・アップサイクル)**  
 赤堤2-3-9-101 ☎6379-1705  
**Fractal(コーヒー豆の焙煎と販売)** 桜上水4-18-16 ☎3304-5720  
**ラ・ファミリー(洋菓子)** 若林5-4-9

世田谷区商店街連合会と区では、事業者の皆さんに、地域の担い手である商店会への加入と事業協力をお願いをしています。

問 商業課 ☎3411-6667 3411-6635、世田谷区商店街連合会 ☎3414-1432 3410-1651

## 令和7年度(2025年度)住民税非課税世帯等へ物価高騰生活支援給付金を支給します

### 支給対象世帯

- 次の全ての要件を満たす世帯
- 令和7年(2025年)12月22日に世田谷区に住民登録があること
- 世帯全員の令和7年度分の住民税が非課税または均等割のみ課税であること

### 支給額

1世帯につき2万円

### 手続き方法

- 令和7年1月1日以前から世田谷区に住民登録されている世帯のうち、「令和6年度世田谷区物価高騰対策給付金」の振込実績のある世帯  
 ※世帯構成に変更があった世帯、代理人が受給した場合等は除く。  
 2月26日に、支給のお知らせ(はがき)をお送りします。  
 原則、手続きは不要で、上記給付金を受給された口座に振り込みます。
- 上記以外の世帯  
 確認書兼申請書(封書)を4月6日以降※に順次お送りします。オンラインまたは郵送で申請してください。  
 ※令和7年1月2日以降に世田谷区に転入した方へは、4月30日以降、順次送付予定。

返送(申請)期限/6月30日(消印)

住所変更等により通知が届かないと思われる場合は、お問い合わせください。支給要件に該当する世帯であっても、課税状況の変更により非課税世帯になった場合等、ご自身でのお申し出が必要になることがあります。DV等により区に避難している方は、住民票を区に移していなくても給付を受けられる場合があります。詳しくは、[区HP](#)をご覧ください。お問い合わせください。

担当/保健福祉政策課臨時特別給付担当

問 世田谷区物価高騰生活支援給付金コールセンター ☎0120-667-517 午前8時30分~午後8時(2月25日までは午前8時30分~午後5時) ※土・日曜、祝・休日を除く。  
 30262

### 「支給のお知らせ」が届く世帯



### 「確認書兼申請書」が届く世帯

